

## 平成25年度関東女子倶楽部対抗長野会場予選 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 12倶楽部 ・ 72名)

期日：6月14日(金)

場所：長野カントリークラブ 飯綱・戸隠コース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

### 1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	築田育栄	塩嶺	遠藤あづさ	中央道晴ヶ峰	中村節子	長野	懸川恵子	上田丸子グランヴィリオ
2	8:09	橋倉美砂子	松本浅間	江本和子	あづみ野	石田範子	南長野	西沢かおる	豊科
3	8:18	堀内佐喜子	三井の森蓼科	塩入麻美	南長野	山下かつみ	中央道晴ヶ峰	安藤木綿子	上田丸子グランヴィリオ
4	8:27	上條恵美	塩嶺	金根道子	上田丸子グランヴィリオ	古見美帆	松本	内堀幸子	松本浅間
5	8:36	長門明子	長野	横井友香	諏訪湖	倉科鈴恵	三井の森蓼科	大口初子	豊科
6	8:45	小寺泰子	諏訪湖	仁科しのぶ	あづみ野	松野美保子	長野	伊澤京子	松本
7	8:54	百瀬静江	南長野	竹村世利翔	諏訪湖	西村けさみ	塩嶺	藤田八千代	中央道晴ヶ峰
8	9:03	手塚さおり	上田丸子グランヴィリオ	東本利江	松本浅間	江本洋子	穂高	中澤さつき	あづみ野
9	9:12	嶋田万里子	長野	笠原敦子	塩嶺	上條滋子	穂高	藤川智江	あづみ野

### 10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
10	8:00	丸山みち子	穂高	矢崎みな子	諏訪湖	大野まつ美	松本	鈴木昭子	三井の森蓼科
11	8:09	赤羽千代子	松本	宮島ひろ子	長野	小林ゆたか	穂高	上嶋由美子	塩嶺
12	8:18	峯山理絵	諏訪湖	山田綾子	松本浅間	太田たづ子	あづみ野	高山文子	豊科
13	8:27	伊沢洋子	中央道晴ヶ峰	小川原秋	穂高	松井久美子	あづみ野	土屋紀代美	南長野
14	8:36	笹岡美保子	穂高	金谷美恵子	塩嶺	藤森理恵	松本浅間	林加寿子	中央道晴ヶ峰
15	8:45	松澤恵子	南長野	原田茂子	上田丸子グランヴィリオ	中井和恵	三井の森蓼科	水谷幸子	豊科
16	8:54	新井謡子	松本	工藤数子	豊科	丸山はる代	長野	石丸晴世	三井の森蓼科
17	9:03	倉田須美子	三井の森蓼科	犬飼久美子	松本	横内悦子	中央道晴ヶ峰	小松弘子	松本浅間
18	9:12	柳澤信子	上田丸子グランヴィリオ	國枝玲子	南長野	下田美雪	諏訪湖	川上富美子	豊科

競技委員長 竹村 孝

## 平成 25 年度 関東女子倶楽部対抗長野会場予選

開催日 : 6月14日(金)

開催コース : 長野カントリークラブ 飯綱・戸隠コース

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。  
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。  
ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2打とする。

### 競技の条件

#### 1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

#### 2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

#### 3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

#### 4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

#### 5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

#### 6. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

#### 7. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について  
通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。  
険悪な気象状況による即時中断 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。  
プレーの再開 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

またはサイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

#### 8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

## ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)  
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)  
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含むスルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)  
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
  - a. 排水溝
  - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
  - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレール  
2 本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球(またはスタンス)がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。

### 注意事項

1. 競技の条件 4 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 6 箱を限度とする。

競技委員長 竹村 孝

### 距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	510	141	354	469	354	377	376	157	356	3094
Par	5	3	4	5	4	4	4	3	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
322	513	359	349	363	156	490	146	353	3051	6145
4	5	4	4	4	3	5	3	4	36	72